

大口の個人株主及び非上場会社の個人株主に係る配当所得が総合課税方式により申告されているかについて、支払調書データを活用した具体的な申告審理の手順等を定めるなどして、総合課税方式による確定申告に関して効果的な確認を行うよう改善させたもの

収 大口の個人株主等が支払を受けた配当のうち、総合課税方式により申告されていない配当所得の額 (背景金額) 13億1891万円

1 株式等に係る配当所得に関する確定申告の概要等

(1) 株式等に係る配当所得に関する確定申告の概要

居住者(日本国内に住所を有するなどの個人)に対して国内において剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等(これらを「配当等」)の支払をする者は、所得税法の規定等に基づき、その支払の際、配当等について所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」)を徴収して、これを国に納付(以下「源泉徴収」)するとともに、支払を受ける者、株式の数等、配当等の金額、源泉徴収税額等を記載した「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」(以下「支払調書」)を税務署長に提出することなどとなっている。配当等については、原則として、源泉徴収における所得税等の税率が同法の規定等に基づき20.42%となっている。

そして、居住者が内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち、その支払に係る基準日等において、発行済株式等の総数等に対する株式等の保有割合(以下「持株割合」)が3%以上の者(以下「大口の個人株主」)が当該内国法人から支払を受ける配当等及び非上場会社の個人株主が支払を受ける配当等については、原則として、源泉徴収後に、支払を受けた配当等に係る所得(以下「配当所得」)として他の各種の所得金額と合計するなどして課税総所得金額を算定することとなっている。そして、課税総所得金額に対して、同金額の区分に応じ、同法の規定に基づき適用される5%から45%までの税率を乗じるなどして所得税等の額を計算する総合課税方式により確定申告を行うこととなっている。確定申告は、同法の規定に基づき、申告書を税務署長へ提出することにより行うこととなっている。

なお、居住者が内国法人から支払を受ける上場株式等に係る配当等のうち、その支払に係る基準日等において、大口の個人株主以外の株主が当該内国法人から支払を受ける配当等については、租税特別措置法の規定等により、源泉徴収における所得税等の税率を15.315%にするとともに、源泉徴収のみで課税関係が終了する確定申告不要方式又は他の所得と区分して15.315%の税率で所得税等の額を計算する申告分離課税方式により確定申告を行うことなどが選択できる(これらの特例を「申告不要配当特例等」)こととなっている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(2) 税務署における配当所得に係る申告書の申告審理等

税務署は、国税庁が定めた個人課税事務提要に基づき、居住者から提出された申告書について形式的な確認を実施した後、配当等の支払をする者から税務署に提出された支払調書のデータ(以下「支払調書データ」)等の各種情報に照らして、申告内容が適正であるかについて審理する申告審理を行い、その結果を受けて行政指導や税務調査による是正等を図ることとなっているが、配当所得に係る申告審理の手順等について、個人課税事務提要等には具体的に記載されていない。

(3) 居住者への所得税等に関する周知

同庁は、居住者に対して、ウェブサイト到手引や質疑応答集を掲載するなどの方法により、申告不要配当特例等や配当所得の確定申告の方法等に関する周知を図っているとしている。

2 検査の結果

検査に当たっては、①大口の個人株主について、平成30年分又は令和元年分の支払調書データ等

において持株割合が3%以上となっていることが確認できた上場会社1,197社に係る個人株主2,025人(人数は純計。支払を受けた配当の額計2194億4536万円)を、②非上場会社の個人株主について、法人税確定申告書等において配当の額が1000万円を超えると推定される個人株主のうち、平成30年分又は令和元年分の支払調書データが確認できた非上場会社879社に係る個人株主(以下「非上場個人株主」)^(注2)1,237人(同531億0705万円)を、同庁から支払調書データの提出を受けるなどして選定した。

(注2) 非上場個人株主1,237人のうち7人は、大口の個人株主2,025人のうち7人と重複している。

(1) 大口の個人株主及び非上場個人株主に係る配当所得の申告の状況

上記の大口の個人株主2,025人(配当の額計2194億4536万円)及び非上場個人株主1,237人(同531億0705万円)が支払を受けた配当について、配当所得として総合課税方式により申告されているか確認したところ、大口の個人株主は平成30年分及び令和元年分の計129人(同10億0104万円)、非上場個人株主は平成30年分及び令和元年分の計20人(同3億1786万円)、合計149人(同13億1891万円)がそれぞれ申告書等を提出していなかったり、申告書等に配当所得として計上していなかったりして、総合課税方式により申告を行っていない状況となっていた。

(2) 税務署への指導状況及び税務署における申告審理の実施状況

同庁に対して配当所得に係る申告審理の手順等に関する税務署への指導状況を確認したところ、大口の個人株主及び非上場会社の個人株主が支払を受けた配当に関し、配当所得として総合課税方式により申告されているかについてあらかじめ支払調書データの源泉徴収税額等を分析し、その結果を活用して効果的な確認を行うといった一連の具体的な手順等を定めた上で税務署に示していなかった。そして、7税務署^(注3)において配当所得に係る申告審理の実施状況を聴取したところ、上記のような申告審理の手順を定めるなどして申告審理を行っている税務署は見受けられず、申告審理の際に効果的な確認が行われていない状況となっていた。

(注3) 7税務署 上田、藤沢、館山、高岡、枚方、倉敷、鹿児島各税務署

(3) 配当所得に係る申告方式の周知状況

同庁のウェブサイト等の記載内容を確認したところ、大口の個人株主及び非上場会社の個人株主が支払を受ける配当について、配当所得として総合課税方式により申告を行うことが必要であることなどを明確に記載しておらず、居住者に対する周知が必ずしも十分に行われているとはいえない状況となっていた。

このように、大口の個人株主及び非上場会社の個人株主が支払を受けた配当に関し、配当所得として総合課税方式により申告を行っていないものが一定数見受けられるのに、同庁において、税務署に対して、配当所得に係る申告審理を行うに当たって、配当所得として総合課税方式により申告されているかについて支払調書データを端緒とした具体的な申告審理の手順等を定めた上で示しておらず、税務署における申告審理が十分に行われていなかったり、同庁において、居住者に対して上記の配当については配当所得として総合課税方式により申告しなければならないことを十分周知していなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、次のような処置を講じた。

ア 大口の個人株主及び非上場会社の個人株主が支払を受けた配当に係る申告審理を行うに当たって、配当所得として総合課税方式により申告されているかについて支払調書データを端緒とした具体的な申告審理の手順等を定め、4年8月に事務連絡を発し、各国税局等を通じて全国の税務署に周知した。

イ 大口の個人株主及び非上場会社の個人株主が支払を受ける配当は配当所得として総合課税方式により申告を行う必要があることについて、4年8月に同庁のウェブサイト等に明確に記載するなどして、居住者に対して周知した。